



三重県公報

平成31年3月18日（月）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
12	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	2
13	三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
14	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	26
15	三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾・海岸課)	28
議 会 規 則			
1	三重県議会会議規則の一部を改正する規則	(県議会)	29
病 院 事 業 庁 管 理 規 程			
3	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	29
告 示			
152	三重県人権センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額の一部を改正する告示	(人権課)	32
議 会 訓 令			
1	三重県議会災害対策会議規程	(県議会)	33

規 則

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十二号

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 条例第二十条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 条例第二十条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 検体検査（人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査）の業務</p> <p>二～四 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十三号

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(加入等の申込み)</p> <p>第二条 条例第五条第一項の規定により加入の申込みをしようとする者（第一号及び第十条第一号において「加入申込者」という。）は、加入等申込書（第一号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第四号の年金管理者指定届書については、年金管理者を指定しない場合には、提出を要しない。</p> <p>一 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(年金の給付の請求)</p>	<p>(加入等の申込み)</p> <p>第二条 条例第五条第一項の規定により加入の申込みをしようとする者は、加入等申込書（第一号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第四号の年金管理者指定届書については、年金管理者を指定しない場合には、提出を要しない。</p> <p>一 住民票の写し</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(年金の給付の請求)</p>

第五条 条例第十一条第一項の規定により年金の給付を請求しようとする者は、年金給付請求書（第九号様式）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 加入者の死亡により請求する場合

イ (略)

ロ 加入者の~~消除された住民票の写し（加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、除籍の抄本）~~

ハ 心身障害者及び年金管理者の~~住民票の写し（心身障害者又は年金管理者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）~~

ニ (略)

二 加入者の重度障害の状態により請求する場合

イ (略)

ロ 加入者の~~住民票の写し（加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）~~

ハ (略)

2 (略)

(弔慰金の給付の請求)

第七条 条例第十八条第一項の規定により弔慰金の給付を請求しようとする者は、弔慰金給付請求書（第十四号様式）に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 心身障害者の死亡の場合

イ 加入者の~~住民票の写し（加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）~~

ロ 心身障害者の~~消除された住民票の写し（心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、除籍の抄本）~~

二 加入者と心身障害者が同時に死亡した場合

イ 加入者及び心身障害者の~~消除された住民票の写し（加入者又は心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、除籍の抄本）~~

ロ (略)

2 (略)

(脱退一時金の給付の請求)

第七条の二 条例第十八条の二第一項の規定により脱退一時金の給付を請求しようとする者は、脱退一時金給付請求書（第十五号様式の二）に次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 加入者の~~住民票の写し（加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）~~

第五条 条例第十一条第一項の規定により年金の給付を請求しようとする者は、年金給付請求書（第九号様式）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 加入者の死亡により請求する場合

イ (略)

ロ 加入者の~~除籍の抄本~~

ハ 心身障害者及び年金管理者の~~戸籍の抄本~~

ニ (略)

二 加入者の重度障害の状態により請求する場合

イ (略)

ロ 加入者の~~戸籍の抄本~~

ハ (略)

2 (略)

(弔慰金の給付の請求)

第七条 条例第十八条第一項の規定により弔慰金の給付を請求しようとする者は、弔慰金給付請求書（第十四号様式）に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 心身障害者の死亡の場合

イ 加入者の~~戸籍の抄本~~

ロ 心身障害者の~~除籍の抄本~~

二 加入者と心身障害者が同時に死亡した場合

イ 加入者及び心身障害者の~~除籍の抄本~~

ロ (略)

2 (略)

(脱退一時金の給付の請求)

第七条の二 条例第十八条の二第一項の規定により脱退一時金の給付を請求しようとする者は、脱退一時金給付請求書（第十五号様式の二）に次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 加入者の住民票の写し

<p>二 心身障害者の住民票の写し（心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第九条 (略)</p>	<p>二 心身障害者の住民票の写し</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出等)</p> <p>第九条 (略)</p>
<p>2 年金受給権者が死亡した場合における前項第二号の死亡（重度障害）届書は、年金受給権者の消滅された住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、除籍の抄本）を添えて提出しなければならない。</p> <p>3 前項第六号の現況届書は、毎年四月一日現在における現況を記載し、年金受給権者の住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）を添えてその年の五月末日までに提出しなければならない。</p> <p>(住民票の写しの添付の省略)</p>	<p>2 前項第六号の現況届書は、毎年四月一日現在における現況を記載し、年金受給権者に係る戸籍の抄本又は住民票の写しを添えてその年の五月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項第二号の規定により年金受給者の本人確認情報（同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）を利用することができる場合は、住民票の写しの添付を要しない。</p>
<p>第十条 第二条第一項、第七条の二第一項、第九条第二項又は同条第三項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八の規定により次の各号に掲げる者の都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）を利用することができる場合は、住民票の写しの添付を要しない。</p> <p>一 加入申込者又はその扶養する心身障害者</p> <p>二 加入者又はその扶養する心身障害者</p> <p>三 年金受給権者</p>	

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

加入等申込書

.....年 月 日

三重県知事 宛て

(加入等申込者)

氏名[㊟]

三重県心身障害者扶養共済条例に基づき、三重県心身障害者扶養共済制度に加入をした
 における口数追加

いので、関係書類を添えて申し込めます。

加入等申込者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名	男・女			
心身障害者※	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名	男・女			
住所		〒 (電話 - -)	心身障害者との続柄		
口数追加		する・しない			
現在共済制度に加入の有無		有 (加入番号) ・ 無			

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

他制度からの転入者の記載欄	従前の地方公共団体名	加入番号	加入年月日 (口数追加)
			年 月 日 (年 月 日)
			年 月 日 (年 月 日)

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し。ただし、加入申込者又はその扶養する心身障害者が県内に住所を有する場合は、その者に係る住民票の写しの添付を省略することができます。
- 2 申込者 (被保険者) 告知書
- 3 障害証明書 (第3号様式)
- 4 年金管理者を指定する場合は、年金管理者指定届書 (第4号様式)

(注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊟

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第2条関係）

加入番号	
------	--

年金管理者指定届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

住所

氏名[㊟]

電話

三重県心身障害者扶養共済条例第12条の規定により、次の者を年金管理者として指定したので届け出ます。

年金管理者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名			年 月 日	
	住所	〒 (電話 - -)		心身障害者との続柄	

年金管理者誓約欄	
<p>私は、三重県心身障害者扶養共済条例第12条に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者のために誠意をもって年金を管理することを誓約します。</p> <p>.....年 月 日</p> <p>心身障害者氏名</p> <p>年金管理者氏名[㊟]</p>	

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第六号様式から第九号様式までを次のように改める。

第6号様式（第4条関係）

加入番号	
------	--

掛金減額（免除）申請書

.....年 月 日

三重県知事宛て

住所

氏名⑩

電話

次の理由により掛金の減額を申請します。

申請理由	1 生活保護法第6条第1項にいう被保護者である。 2 県民税及び市町村民税を課せられていない世帯である。 3 県民税及び市町村民税の所得割を課せられていない世帯である。 4 天災その他特別の事由がある。 [具体的に記入すること。]					
加入者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	職業（勤務先）	前年の所得額	県、市町村民税
		本人	歳		円	非課税・均等割 所得割
						非課税・均等割 所得割
						非課税・均等割 所得割
						非課税・均等割 所得割
市町長の意見	上記のとおり証明します。 年 月 日 (市町長名) <div style="text-align: right;">⑩</div>					

注
 1 「申請理由」欄及び「県、市町村民税」欄については、該当事項を○で囲んでください。
 2 記名押印に代えて署名することができます。
（規格A4）

第7号様式（第4条関係）

加入番号	
------	--

課 税 状 況 届 書

.....年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名^印

電話

次のとおり課税状況を届け出ます。

氏名	続柄	年齢	前年の所得額	県、市町村民税	備考
	本人	歳	円	非課税・均等割 所得割	
加入者の世帯状況				非課税・均等割 所得割	
				非課税・均等割 所得割	
				非課税・均等割 所得割	
				非課税・均等割 所得割	
				非課税・均等割 所得割	
減額の根拠					
市町長の意見	上記のとおり証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">(市町長名)</div> <div style="text-align: right;">^印</div>				

注

- 1 「県、市町村民税」欄については、該当事項を○で囲んでください。
- 2 「減額の根拠」欄には、掛金減額の承認を受けたときの減額の根拠を記入してください。
- 3 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第8号様式（第4条関係）

加入番号	
------	--

掛金減額（免除）理由消滅届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

住所

氏名^印

電話

次のとおり掛金の減額（免除）理由が消滅したので届け出ます。

消滅事項	1 生活保護法第6条第1項にいう被保護者でなくなった。 2 県民税及び市町村民税を課せられていない世帯に属する者でなくなった。 3 県民税及び市町村民税の所得割を課せられていない世帯に属する者でなくなった。 4 その他特別の事由に該当しなくなった。 [具体的に記入すること。]
減額（免除）理由消滅年月日年 月 日
市町長の意見	<p style="text-align: center;">.....年 月 日より規則第4条第1項第.....号に該当しなくなった。</p> <p style="text-align: center;">.....年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(市町長名)</p> <p style="text-align: right;">^印</p>

注

- 「消滅事項」欄については、該当事項を○で囲んでください。
- 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第9号様式（第5条関係）

年金給付請求書

加入番号		口座追加の有無	有 ・ 無	
(年金受給権者) 心身障害者	フリガナ		年 月 日	
	氏名	男・女		
	住所	〒 (電話 - -)		
	障害の種類	1 知的障害者 2 身体障害者 3 その他	障害の程度	
年金管理者	フリガナ		年 月 日	
	氏名	男・女		
	住所	〒 (電話 - -)	年金受給権者との続柄	
死亡・(加入者) 重度障害	フリガナ		年 月 日	
	氏名	男・女		
	年金受給権者との続柄			
	死亡又は重度障害となった年月日		年 月 日 死亡・重度障害	
	死亡又は重度障害の原因となった傷病名			
年金振込口座	金融機関名		支店名	
			支店	
	預金種別	口座番号	口座名義人 (カナ)	
	普通預金			
<p>上記のとおり、年金の給付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">.....年 月 日</p> <p style="text-align: center;">心身障害者又は 年金管理者 氏名⑩</p> <p>三重県知事 宛て</p>				

添付書類

1 加入者の死亡により請求する場合

- (1) 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入した日（口数追加をした日）から2年以内の場合は、所定の死亡証明書（様式第10号）
- (2) 加入者の消除された住民票の写し。ただし、加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本
- (3) 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し。ただし、心身障害者又は年金管理者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 加入者の重度障害により請求する場合

- (1) 加入者の障害診断書（様式第11号）
- (2) 加入者の住民票の写し。ただし、加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本
- (3) 1(3)及び(4)に掲げる書類

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第十三号様式から第二十二号様式までを次のように改める。

第 13 号様式 (第 6 条関係)

加入番号	
年金証書番号	

加入等証書再交付申請書

.....年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名^印

加 入
 三重県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を亡失（損傷）したので、再交付を申請します。
 年 金

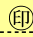
再交付を申請する証書		加入証書 ・ 口数追加証書 ・ 年金証書			
証書の交付を受けた年月日		年 月 日			
加入者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名	男・女			
	住 所	〒 (電話 - -)		心身障害者続柄	
心身障害者 (年金受給権者)	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名	男・女			
	住 所	〒 (電話 - -)			
年金管理者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名	男・女			
	住 所	〒 (電話 - -)		心身障害者続柄	

- 注
- 1 損傷した証書を添付してください。
 - 2 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

第14号様式（第7条関係）

弔慰金給付請求書

加入番号		口数追加の有無		有 ・ 無	
加入年月日		年 月 日	口数追加年月日		年 月 日
加入者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	男・女			
	住所	〒 (電話 - -)		心身障害と続柄の	
心身障害者	フリガナ			死亡年月日	年 月 日
	氏名	男・女			
	死亡の原因となった傷病名				
弔慰金振込口座	金融機関名		支店名		
			支店		
	預金種別	口座番号		口座名義人 (カナ)	
普通預金					
上記のとおり、弔慰金の給付を請求します。					
.....年 月 日					
加入者氏名 					
三重県知事 宛て					

添付書類

- 1 加入者の住民票の写し。ただし、加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本
- 2 心身障害者の消除された住民票の写し。ただし、心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第 15 号様式（第 7 条関係）

請求者選定届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

（被選定人氏名）.....を、弔慰金の給付の請求について、下記の者全員の被選定人に選定したことを届け出ます。

住 所
（電話）

氏 名 印

続 柄

住 所
（電話）

氏 名 印

続 柄

住 所
（電話）

氏 名 印

続 柄

住 所
（電話）

氏 名 印

続 柄

住 所
（電話）

氏 名 印

続 柄

住 所
（電話）

氏 名 印

続 柄

注 記名押印に代えて署名することができます。

（規格 A 4）

第15号様式の2（第7条の2関係）

脱退一時金給付請求書

加入番号			脱退区分	1 一口目脱退	
加入年月日	年 月 日	2 二口目脱退		3 1と2の同時脱退	
口数追加年月日	年 月 日				
加入者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	男・女			
	住所	〒 (電話 - -)		心身障害者の続柄	
心身障害者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	男・女			
脱退した年月	年 月				
一時金振込口座	金融機関名		支店名		
			支店		
	預金種別	口座番号	口座名義人(カナ)		
	普通預金				
上記のとおり、脱退一時金の給付を請求します。					
.....年 月 日					
加入者氏名 ㊟					
三重県知事 宛て					

添付書類

- 1 加入者等脱退（減少）届書（第16号様式）
- 2 加入者及び心身障害者の住民票の写し（加入者又は心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）。ただし、加入者又は心身障害者が県内に住所を有する場合は、その者に係る住民票の写しの添付を省略することができます。

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第 16 号様式 (第 8 条関係)

加入番号	
------	--

加入者等脱退 (減少) 届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

氏名^印

三重県心身障害者扶養共済条例第 21 条第 1 項第 3 号の規定により、三重県心身障害者扶養共済制度加入者数を減少させるため、口数追加を減少させることとします。

脱退
減少

届出内容		制度を脱退 ・ 口数追加を減少		
加入者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	男・女		
	住所	〒 (電話 - -)		心身障害者の続柄
心身障害者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	男・女		

添付書類

- 1 三重県心身障害者扶養共済制度加入証書
- 2 三重県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

第 17 号様式 (第 9 条関係)

加入番号	
年金証書番号	

住所 (氏名) 変更届書

.....年.....月.....日

三重県知事宛て

住所

氏名^印

電話

次のとおり住所 (氏名) を変更したので、三重県心身障害者扶養共済条例第 22 条の規定により届け出ます。

届出内容		住所の変更 ・ 氏名の変更		変更年月日	年	月	日
住所(氏名)を変更した者		1 加入者	2 心身障害者	3 年金受給権者	4	年金管理者	
旧	フリガナ		住所	〒			
	氏名			(電話 - -)			
新	フリガナ		住所	〒			
	氏名			(電話 - -)			

注

- 年金受給権者又は年金管理者が氏名を変更した場合は、三重県心身障害者扶養共済年金証書を添付してください。
- 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

第 18 号様式 (第 9 条関係)

加入番号	
年金証書番号	

死亡 (重度障害) 届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

住所

氏名[㊞]

電話

次の者が死亡した (重度障害の状態となった) ので、三重県心身障害者扶養共済制度第 22 条の規定により届け出ます。

死亡又は 重度障害 となった者	区分	1 加入者	2 心身障害者	3 年金受給権者	4 年金管理者
	フリガナ				
	氏名				
死亡又は重度障害の別		死亡 ・ 重度障害			
死亡又は重度障害となった年月日		年 月 日			

添付書類

年金受給権者が死亡した場合は、三重県心身障害者扶養共済年金証書及び年金受給権者の消除された住民票の写し (年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)。ただし、年金受給権者が県内に住所を有する場合は、住民票の写しの添付を省略することができます。

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

第 19 号様式 (第 9 条関係)

加 入 番 号	
---------	--

年金管理者変更届書

.....年 月 日
 三重県知事 宛て

住 所
 氏 名
 電 話

三重県心身障害者扶養共済条例第 13 条の規定により年金管理者を次のとおり変更したので、届け出ます。

旧	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名			男・女	
	住 所	〒 (電話 - -)		心身障害者との続柄	
新	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名			男・女	
	住 所	〒 (電話 - -)		心身障害者との続柄	
変更の理由					
変更の年月日		年 月 日			

年金管理者誓約欄	
私は、三重県心身障害者扶養共済条例第 12 条に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者のために誠意をもって年金を管理することを誓約します。年 月 日 心身障害者氏名 年金管理者氏名	

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

第 20 号様式 (第 9 条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止事由発生（消滅）届書

.....年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名 ㊟

電 話

次のとおり、年金支給停止事由が発生（消滅）したので届け出ます。

年金受給権者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒 (電話 - -)		
支給停止事由の発生(消滅)した日		年 月 日		
支給停止事由発生の内容		1 心身障害者の所在が1箇月以上不明である。 2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本の国内に住所を有しない。		
支給停止事由消滅の内容		1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑の執行を終え、又は執行を免除された。 3 心身障害者が日本の国内に住所を有するようになった。		

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格A4)

第 21 号様式 (第 9 条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金管理者辞退届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

住 所

氏 名[㊟]

電 話

心身障害者の年金管理者を次のとおり辞退しますので、三重県心身障害者扶養共済条例第 22 条の規定により届け出ます。

心身障害者	フリガナ		住所	〒	
	氏 名			(電話 - -)	
年金管理者辞退理由					
次の年金管理者の要否 ※「要」を選択した場合は、以下の欄も記入してください。			要 ・ 否		
次の年金管理者に 適する者	フリガナ		心身障害者との続柄		
	氏 名				
	住 所	〒			
		(電話 - -)			

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

第 22 号様式 (第 9 条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金受給権者現況届書

.....年 月 日

三重県知事宛て

住 所

氏 名㊟

電 話

三重県心身障害者扶養共済条例第 22 条の規定により次のとおり届け出ます。

年金受給権者	フリガナ			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 (電話 - -)		
	年金管理者の有無 ※「有」を選択した場合は、以下の欄も記載してください。		有 ・ 無	
年金管理者	フリガナ			
	氏 名			
	住 所	〒 (電話 - -)		
	年金受給権者との続柄	1 父 2 母 3 祖父母 4 兄弟姉妹 5 その他の親族 6 その他 ()		

添付書類

年金受給権者の住民票の写し (年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)。ただし、年金受給権者が県内に住所を有する場合は、住民票の写しの添付を省略することができます。

注 記名押印に代えて署名することができます。

(規格 A 4)

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定に基づいて提出されている申込書その他の書類は、改正後の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定に基づいて提出された申込書その他の書類とみなす。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十四号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十三年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例別表第二の規則で定める事務)	(条例別表第二の規則で定める事務)
第六条 (略)	第六条 (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、次 のとおりとする。	9 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、三 重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重 県条例第十号）第二十二條第五項の規定による届 出の受理又は当該届出に係る事実についての審査 とする。
一 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五 年三重県条例第十号。以下この項において「共 済条例」という。）第五条第一項の規定による 加入の申込みの受理、当該申込みに係る事実 についての審査又は当該申込みに対する応答	
二 共済条例第五条第二項に規定する加入者及び その扶養する心身障害者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の確認	
三 共済条例第十八条の二第一項の規定による脱 退一時金の給付の請求の受理、当該請求に係る 事実についての審査又は当該請求に対する応答	
四 共済条例第二十二條第三項第一号又は第四項 第一号（同項の年金受給権者が死亡した場合に 限る。）の規定による届出の受理又は当該届出 に係る事実についての審査	
五 共済条例第二十二條第五項の規定による届出 の受理又は当該届出に係る事実についての審査	
10 条例別表第二第十号の規則で定める事務は、三 重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭 和三十七年三重県規則第八十九号の二）第一条に 規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその 連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は 氏名若しくは住所の確認とする。	
11 条例別表第二第十一号の規則で定める事務は、 三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県 規則第十一号）第二条第一項に規定する修学資金	

	<p>の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>(条例別表第三の規則で定める事務)</p>
第七	<p>条例別表第三教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)第一条に規定する修学奨学金の貸与を受けた者、その連帯保証人若しくは同規則第三条第一項第一号に規定する保護者(保護者であつた者を含む。)又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>
2	<p>条例別表第三教育委員会の項第二号の規則で定める事務は、三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則を廃止する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十五号)による廃止前の三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則(昭和三十七年三重県教育委員会規則第十八号。以下この項において「廃止前の奨励金規則」という。)第一条に規定する進学奨励金の貸与を受けた者、その保証人若しくは廃止前の奨励金規則第四条に規定する保護者(保護者であつた者を含む。)又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>
3	<p>条例別表第三教育委員会の項第三号の規則で定める事務は、三重県大学等進学資金貸付に関する規則を廃止する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十七号)による廃止前の三重県大学等進学資金貸付に関する規則(平成七年三重県教育委員会規則第十二号。以下この項において「廃止前の進学資金規則」という。)第一条に規定する進学資金の貸付けを受けた者、その保証人若しくは廃止前の進学資金規則第三条に規定する保護者(保護者であつた者を含む。)又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>
4	<p>(略)</p>
5	<p>条例別表第三公安委員会の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(当該者が法人(当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。)である場合にあつては、当該法人の役員とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては、当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>
一	<p>道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の四第四項の規定による命令の対象となる者</p>

	<p>(条例別表第三の規則で定める事務)</p>
第七	<p>条例別表第三教育委員会の項の規則で定める事務は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)第一条に規定する修学奨学金の貸与を受けた者、その連帯保証人若しくは同規則第三条第一項第一号に規定する保護者(保護者であつた者を含む。)又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>
2	<p>(略)</p>
5	<p>(略)</p>

二	道路交法第五十一条の四第六項の規定による通知の対象となる者
三	道路交法第五十一条の四第十三項の規定による督促の対象となる者
四	道路交法第五十一条の四第十四項の規定による徴収の対象となる者

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十五号

三重県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十八年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（船だまり等の場所）</p> <p>第三条 条例第四条第四号の規則で定める場所は、別表に掲げるとおりとする。</p>	<p>（船だまり等の場所）</p> <p>第三条 条例第四条第四号の規則で定める場所は、別表第一に掲げるとおりとする。</p>												
<p>（上屋及び給水施設使用料）</p> <p>第十一条 条例別表第四に規定する津松阪港（松阪港区）大口埠頭上屋の使用料の額は、別表第二のとおりとする。</p>	<p>（上屋及び給水施設使用料）</p> <p>第十一条 条例別表第四に規定する津松阪港（松阪港区）大口埠頭上屋の使用料の額は、別表第二のとおりとする。</p>												
<p>2</p> <p>条例別表第四に規定する給水施設の使用料の額は、別表第三のとおりとする。</p>	<p>2</p> <p>条例別表第四に規定する給水施設の使用料の額は、別表第三のとおりとする。</p>												
<p>（略）</p> <p>別表（第三条関係）</p>	<p>（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <p>別表第二（第十一条関係）</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾施設の種類</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津松阪港（松阪港区）大口埠頭上屋</td> <td>一般 一日当たり一平方メートルにつき</td> <td>二十二円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専用 一月当たり一平方メートルにつき</td> <td>五百八十六円</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設の種類	使用料		単 位	金 額	津松阪港（松阪港区）大口埠頭上屋	一般 一日当たり一平方メートルにつき	二十二円		専用 一月当たり一平方メートルにつき	五百八十六円	
港湾施設の種類	使用料												
	単 位	金 額											
津松阪港（松阪港区）大口埠頭上屋	一般 一日当たり一平方メートルにつき	二十二円											
	専用 一月当たり一平方メートルにつき	五百八十六円											
	<p>別表第三（第十一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾施設の種類</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水施設</td> <td>津松阪港（松阪港区）一般</td> <td>外航船舶等 四百七十円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>その他の船舶 五百七十円</td> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>二万四千三百六十六円</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設の種類	使用料		単 位	金 額	給水施設	津松阪港（松阪港区）一般	外航船舶等 四百七十円	一般	その他の船舶 五百七十円	専用	二万四千三百六十六円
港湾施設の種類	使用料												
	単 位	金 額											
給水施設	津松阪港（松阪港区）一般	外航船舶等 四百七十円											
	一般	その他の船舶 五百七十円											
	専用	二万四千三百六十六円											

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に三重県港湾施設管理条例第三条の規定による許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

議 会 規 則

三重県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県議会議長 前 田 剛 志

三重県議会規則第一号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

災害対策会議	大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、議会及び議員に係る事項に関し協議又は調整を行うこと。	代表者会議の構成員及び議会運営委員長並びに議長が必要と認める議員	議長
--------	--	----------------------------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第三号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
1 文書料（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係るものに限る。）	1通につき	円	1 文書料（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係るものに限る。）	1通につき	円
イ 主治医診断報告書		5,940	イ 主治医診断報告書		5,830
ロ 医学的検査結果報告書		5,060	ロ 医学的検査結果報告書		4,960
ハ 主治医意見書		3,300	ハ 主治医意見書		3,240
ニ 療養日数確認証明書		440	ニ 療養日数確認証明書		430
2 死体処理料	1件につき	7,530	2 死体処理料	1件につき	7,400

3	洗濯料	1月につき		3	洗濯料	1月につき	
	イ こころの医療センター				イ こころの医療センター		
	(イ) 入院日数が同一の月において15日以上		5,920		(イ) 入院日数が同一の月において15日以上		5,820
	(ロ) 入院日数が同一の月において14日以内		2,960		(ロ) 入院日数が同一の月において14日以内		2,910
	ロ (略)	(略)	(略)		ロ (略)	(略)	(略)
4・5	(略)	(略)	(略)	4・5	(略)	(略)	(略)
6	人工妊娠中絶料	1件につき		6	人工妊娠中絶料	1件につき	
	イ 11週まで				イ 11週まで		
	(イ) 経産婦		87,000		(イ) 経産婦		86,000
	(ロ) 未産婦		94,000		(ロ) 未産婦		93,000
	ロ 12週以上		155,000		ロ 12週以上		153,000
7	(略)	(略)	(略)	7	(略)	(略)	(略)
8	新生児介補料(志摩病院に限る。)	1日につき		8	新生児介補料(志摩病院に限る。)	1日につき	
	イ (略)		(略)		イ (略)		(略)
	ロ その他		4,190		ロ その他		4,110
9	乳児介補料	1日につき		9	乳児介補料	1日につき	
	イ (略)		(略)		イ (略)		(略)
	ロ その他		620		ロ その他		610
10	予防接種料	1件につき		10	予防接種料	1件につき	
	イ 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの				イ 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの		
	(イ) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎(4種混合)		12,090		(イ) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎(4種混合)		11,890
	(ロ) ジフテリア、百日せき及び破傷風(3種混合)		7,720		(ロ) ジフテリア、百日せき及び破傷風(3種混合)		7,600
	(ハ) ジフテリア及び破傷風(2種混合)		6,600		(ハ) ジフテリア及び破傷風(2種混合)		6,500
	(ニ) 急性灰白髄炎(ポリオ)		8,550		(ニ) 急性灰白髄炎(ポリオ)		8,410
	(ホ) 麻しん及び風しん		10,880		(ホ) 麻しん及び風しん		10,700
	(ヘ) 麻しん		7,510		(ヘ) 麻しん		7,400
	(ト) 風しん		7,510		(ト) 風しん		7,400
	(チ) 日本脳炎				(チ) 日本脳炎		
	(1) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730		(1) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,600
	(2) その他のもの		6,910		(2) その他のもの		6,800
	(リ) 結核		8,020		(リ) 結核		7,900
	(ヌ) Hib感染症		10,010		(ヌ) Hib感染症		9,860

(ル) 肺炎球菌感染症 (小児又は高齢者が かかるものに限 る。)		9,150
(7) ヒトパピローマウ イルス感染症		15,740
(7) 水痘		9,350
(カ) インフルエンザ		4,550
ロ その他のもの		
(イ) おたふくかぜ		7,820
(ロ) B型肝炎		7,010
(ハ) 肺炎球菌感染症 (イ(ル)に掲げるも のを除く。)		9,150
(ニ) ロタウイルス胃腸 炎		13,550
11 ウイルス抗体価検査料	1項目につき	860
12 医療相談料 こころのケア相談 (相談時間は 30 分以 内とし、三重県立こ ころの医療センターに限 る。)	1件につき	3,100
13 (略)	(略)	(略)
14 エックス線等フィルム の複写料及び複製料	1枚につき	
イ 複写料		
(イ) 半切		780
(ロ) 大角		600
(ハ) 大四ツ切		570
(ニ)・(ホ) (略)		(略)
(ヘ) B4		730
ロ 複製料		
光ディスク(日本産 業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光 ディスクの再生装置で 再生することが可能な ものに限る。)		850
15~18 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2(第6条関係)

区分	消費税法 の適用区 分	病院名等	単位	金額 (円)
1 非紹介 患者の初 診	イ (略)	(略)	(略)	(略)
	ロ その	三重県	1回につ	1,100

(ル) 肺炎球菌感染症 (小児又は高齢者が かかるものに限 る。)		9,000
(7) ヒトパピローマウ イルス感染症		15,480
(7) 水痘		9,200
(カ) インフルエンザ		4,490
ロ その他のもの		
(イ) おたふくかぜ		7,700
(ロ) B型肝炎		6,900
(ハ) 肺炎球菌感染症 (イ(ル)に掲げるも のを除く。)		9,000
(ニ) ロタウイルス胃腸 炎		13,320
11 ウイルス抗体価検査料	1項目につき	850
12 医療相談料 こころのケア相談 (相談時間は 30 分以 内とし、三重県立こ ころの医療センターに限 る。)	1件につき	3,040
13 (略)	(略)	(略)
14 エックス線等フィルム の複写料及び複製料	1枚につき	
イ 複写料		
(イ) 半切		770
(ロ) 大角		590
(ハ) 大四ツ切		560
(ニ)・(ホ) (略)		(略)
(ヘ) B4		720
ロ 複製料		
光ディスク(日本工 業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光 ディスクの再生装置で 再生することが可能な ものに限る。)		840
15~18 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2(第6条関係)

区分	消費税法 の適用区 分	病院名等	単位	金額 (円)
1 非紹介 患者の初 診	イ (略)	(略)	(略)	(略)
	ロ その	三重県	1回につ	1,080

	他の場 合	立志摩病 院	き		
2 入院期 間が180 日を超え る入院	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
	ロ その 他の場 合	(イ) 三重 県立 一志 病院 (一 般病 棟)	1 回につ き	2,190	
		(ロ) 三重 県立 一志 病院 (療 養病 棟)	1 回につ き	2,020	
		(ハ) 三重 県立 志摩 病院	1 回につ き	2,190	

	他の場 合	立志摩病 院	き		
2 入院期 間が180 日を超え る入院	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
	ロ その 他の場 合	(イ) 三重 県立 一志 病院 (一 般病 棟)	1 回につ き	2,140	
		(ロ) 三重 県立 一志 病院 (療 養病 棟)	1 回につ き	1,980	
		(ハ) 三重 県立 志摩 病院	1 回につ き	2,140	

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 1 次項の規定 公布の日
 - 1 別表第一の第十四号の項の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。） 平成三十一年七月一日
 - 2 前二号に掲げる規定以外の改正規定 平成三十一年十月一日
- 2 前項第三号に掲げる規定の施行の日前において、三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）第十九条第一項に規定する指定管理者から、同条例第二十九条第二項の規定により読み替えて準用する同条例第十二条第二項及び第三項に規定する利用料金の承認の申請があつた場合には、病院事業の管理者は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、前項第三号に掲げる規定による改正後の三重県病院事業条例施行規程の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

告 示

三重県告示第152号

三重県人権センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県人権センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額の一部を改正する告示

三重県人権センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額（平成8年三重県告示第468号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 空調設備	1 空調設備

区 分	使用料の単位	使用料 (円)
冷暖房設備	1 時 間	740
2 附属設備		
設 備 名	使用料の単位	使用料 (円)
(舞台設備)		
演台 (花台を含む。)	一 式	520
司 会 台	1 台	310
(照明設備)		
(略)	(略)	(略)
ピンスポットライト (700ワット)	1 台	520
(音響設備)		
拡 声 装 置	一 式	1,050
マ イ ク	1 本	520
16ミリ映写機	一 式	3,190
ビデオプロジェクター	一 式	2,120
録音 (画) 再生装置	1 台	520
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

区 分	使用料の単位	使用料 (円)
冷暖房設備	1 時 間	730
2 附属設備		
設 備 名	使用料の単位	使用料 (円)
(舞台設備)		
演台 (花台を含む。)	一 式	510
司 会 台	1 台	300
(照明設備)		
(略)	(略)	(略)
ピンスポットライト (700ワット)	1 台	510
(音響設備)		
拡 声 装 置	一 式	1,030
マ イ ク	1 本	510
16ミリ映写機	一 式	3,130
ビデオプロジェクター	一 式	2,080
録音 (画) 再生装置	1 台	510
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

附 則

この告示は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 1 号

三重県議会災害対策会議規程を次のように定める。

平成 31 年 3 月 18 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

三重県議会災害対策会議規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県議会会議規則 (昭和 31 年三重県議会規則第 1 号) 第 103 条第 4 項の規定に基づき、災害対策会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の設置)

第 2 条 災害対策会議は、次の場合において、大規模な災害その他の緊急事態 (以下「緊急事態」という。) に対応するため議長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 県内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- (2) 県内に津波警報が発表された場合
- (3) 県内に大雨、洪水等の気象警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (4) 県内で大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロリズム、武力攻撃事態等が発生した場合において議長が緊急事態が発生したと認めるとき

2 災害対策会議の設置期間は、緊急事態への対応のため必要と認められる期間を勘案して、議長が定める。

(所掌事項)

第 3 条 災害対策会議は、次の事項について協議又は調整を行う。

- (1) 三重県災害対策本部等の情報の把握及び議員への提供に関すること。
- (2) 議員が収集した緊急事態に関する情報の集約及び三重県災害対策本部等への提供に関すること。
- (3) 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催及び協議事項の調整に関すること。

- (4) 知事その他の執行機関、国及び関係機関への要望・要請活動の検討及び調整に関すること。
- (5) その他緊急事態が発生した場合における議会及び議員に係る事項で議長が必要と認めること。

(構成)

第4条 災害対策会議は、代表者会議の構成員及び議会運営委員長並びに議長が必要と認める議員をもって構成する。

(会議)

第5条 災害対策会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長その他の構成員が、次の順序により、議長の職務を行う。

- (1) 副議長
- (2) 議会運営委員長
- (3) 所属議員数が最大の会派に属する構成員であつて、あらかじめ議長が指定するもの
- (4) 所属議員数が2番目に大きい会派に属する構成員であつて、あらかじめ議長が指定するもの

(代理者の出席)

第6条 構成員に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。

(出席要求)

第7条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 災害対策会議は、これを公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第9条 災害対策会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）に準ずるものとする。

(記録)

第10条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、災害対策会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
